

1. 道徳の教科化――「特別の教科」で何が変わるか？

(1) 道徳の教科化は戦後の学教教育の根本的転換＝歴代自民党政権の「悲願」

①戦後教育の出発点。教育によって子どもの心を支配した反省から「修身科」を廃止

*日本の政治家や文部省だけでなく、GHQにも教育勅語や修身に強い批判はなかった。天皇制を存続させたいGHQと日本は、極東委員会の抵抗を抑え込むために教育と天皇制、教育勅語、修身を切断する選択をした。戦争の反省から国内には、修身が天皇制と結びつくこと、国家が修身を上から子どもたちに押しつけることに対しては強い批判があった。しかし、戦後復活した道徳副読本の内容（徳目）について十分批判的検討が行われたかどうか、検証が必要である。

②教科外としてではあるが「特設道徳」が設置。

1950年 文科大臣が教育課程審議会に「道徳の時間」について諮問

1958年 学習指導要領改訂で特設の「道徳の時間」を設置。

③ 2006年、教育基本法の全面改訂。

第2条1「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。」

*「道徳教育が目指すものは、特に教育基本法に示された第1条と第2条につながるものでなければならない」（「学習指導要領解説書」）

④安倍政権の執念 教育基本法の次は道徳の教科化。

2007 教育再生会議(第1次安倍内閣)が教科化を提言→中教審は「見送り」

2013.2 教育再生実行会議(第2次安倍政権)で、いじめ問題などへの対応策として道徳の教科化を提言

2014.10 中央教育審議会が道徳を特別の教科とすることを答申

2015.3 学校教育法の施行規則を改正し、道徳を「特別の教科」

2016 小学校道徳教科書検定

2017 小学校道徳教科書採択 中学校道徳教科書の検定

2018 小学校での教科化の開始 中学校道徳教科書採択

2019 中学校での教科化の開始

2022 高校での道徳＝「公共」の新設

(2) 検定教科書＝学習指導要領に厳格に従った事実上の国定化への道

①学習指導要領に示された題材を全て取り上げることを規定。

②政府見解に反する問題を取り上げさせない規制

「多様な見方や考え方のできる事柄を取り上げる場合には、その取り上げ方について特定の見方や偏った取り扱いはされておらず公正であるとともに、・・・。」（検定基準）

③学習指導要領の「内容項目」との関連を明示すること

「主な記述（読み物教材など）については、学校での指導上の観点から、教科書上、道徳科の内容項目との関係が明示されていることが必要である。」

「教科書において、図書の主な記述と、道徳科の内容項目との関係を明示し、かつその関係は学習指導要領に照らして適切であることを求める規定を置くことが適当である。」

（教科用図書検定調査審議会「報告」）

④教科書会社には「一発不合格」の不安→自主規制の強化

(3)「評価」は何をもたらすか？

①子ども一人一人の生き方や考え方を学校を介して国が評価することが当然視される流れ。

「思想・信条の自由」の侵害につながる危険性

②文部科学省はさかんに「入試には評価を利用しないので、調査書にはそれを記載しない」と強調しているが、子どもたちの進路指導に活用される危険性はつきまとう。

③子どもたちは内心を発表や作文などで絶えず表現させられる。教員は評価の根拠となる資料を集めるように強制される、つまり子どもたちの心の動きを日々監視し、記録を取られることになる。子どもたちが教員によく見られるようにあわせる傾向が生まれる危険性。

道徳教える人はよく考えて

高校生 柴田 孝子
(山口県 17)

道徳の授業で正解はない、と先生は言われていたのに、私の答えは間違っている、と言われる。たよりでショックを受けた。私は道徳の授業では、自分の考えより、先生が求めていると思われる答えを言うようになった。普通の授業も大事だが道徳という、心を考える授業も大事だ。最近、電車内でのマナーやいじめなど、道徳の重要性について考えさせられることが多い。子どものうちに教えられることは影響が大きい。道徳を教える側はそのことをもっと自覚し、子どもの目線になって考えてほしい。そして、価値観の押しつけにならないよう、気を付けてほしい。

2014.11.6

朝日新聞 2014年11月6日

「道徳教育に係わる評価等の在り方に関する専門家会議」（文科省）の「報告」（16.7.22）より

（個人内評価として見取り、記述により表現することの基本的な考え方）

○ 児童生徒が一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展させているかどうかという点については、例えば、道徳的な問題に対する判断の根拠やその時の心情を様々な視点から捉え考えようとしていることや、自分と違う意見や立場を理解しようとしていること、複数の道徳的価値の対立が生じる場面において取り得る行動を多面的・多角的に考えようとしていることを発言や感想文や質問紙の記述等から見取るという方法が考えられる。

○ 道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかどうかという点についても、例えば、読み物教材の登場人物を自分に置き換えて考え、自分なりに具体的にイメージして理解しようとしていることに着目したり、自らの生活や考えを見直していることがうかがえる部分に着目したりするという視点も考えられる。また、道徳的な問題に対して 自己の取り得る行動を他者と議論する中で、道徳的価値の理解をさらに深めているかや、道徳的価値を実現することの難しさを自分事として捉え、考えようとしているかという視点も考えられる。

○ さらに、学期や年間を通じて、当初は感想文や質問紙に、感想をそのまま書いていただけであった児童生徒が、回を追うごとに、主人公に共感したり、自分なりに考えを深めた内容を書くように変化が見られたり、既習の内容と関連づけて考えている場面に着目するなど、一単位時間の授業だけでなく、児童生徒が長い期間を経て、多面的・多角的な見方へと発展していたり、道徳的価値の理解が深まったりしていることを見取るという視点もある。

(4) 教員には教科書使用の義務化。教員の裁量が制限。

(5) 道徳の「筆頭教科化」

① 「学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育とその要としての道徳の時間」

② 「校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導」「道徳教育推進教師を中心とした指導体制」。

2. 「修身科」から「特別の教科 道徳」まで貫かれる徳目主義

(1) 道徳には対応する学問的領域がない。文科省の恣意的「徳目」操作を可能とする。

◇教科用図書検定調査審議会「報告」(2015. 7. 23)

「道徳教育に関する指導方法や教材等に関する研究については、これまでの蓄積があり、そうした専門的見地から検定意見を付すことができる」と考える」???

(2) 指導要領の「徳目」の恣意性と細分化(22個)、低学年での豊富化

<新学習指導要領 小学校>

* 下線は現行から追加された項目

A 主として自分自身に関すること。

「善悪の判断、自律、自由と責任」 「正義、誠実」 「節度、節制」
「個性の伸長」 「希望と勇気、努力と強い意志」 「真理の探究」

B 主として人とのかかわりに関すること。

「親切、思いやり」 「感謝」 「礼儀」 「友情、信頼」 「相互理解、寛容」

C 主として集団や社会とのかかわりに関すること。

「規則の尊重」 「公正、公平、社会正義」 「勤労、公共の精神」
「家族愛、家庭生活の充実」 「よりよい学校生活、集団生活の充実」
「伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度」 「国際理解、国際親善」

D 主として生命や自然、崇高なものとのかかわりに関すること。

「生命の尊さ」 「自然愛護」 「感動、畏敬の念」 「よりよく生きる喜び」

* 徳目の恣意的選択。ここには、「人権」「平等」「自治」「平和」「共同」「国民主権」「意見表明権」など、憲法、子どもの権利条約に規定された項目がない。

(3) 道徳の「徳目」と修身の「徳目」の類似性(現行版での比較)

表1は「科学的認識に基づいた「道徳教育」に関する考察」（安井 勝・山岡 雅博）より引用

指導要領が示す道徳性の領域	教育内容と道徳的価値①	教育基本法第二条との関連②	『国民の修身』における内容と道徳的価値③
1 主として自分自身に関すること	・生活習慣節度節制 ・希望と勇氣努力 ・自由自立的で責任ある行動 ・誠実明るい心 ・進取工夫して生活をよりよく <u>真理</u> ・短所を改め長所を伸ばす	A B A B A B A B C A B A B	整頓/決まりよくせよ/不作法するな/儉約 志を堅くせよ/勇氣/怠けるな 自分のことは自分でせよ/自立自営 良心/嘘をいうな/正直/忠義/約束を守れ 勤勉/工夫せよ/始末をよくせよ 過ちを隠すな/克己
2 主として他の人とのかかわりに関すること	・礼儀正しく ・思いやり親切 ・信頼友情男女仲よく <u>協力</u> ・謙虚な心広い心 ・感謝	A C A C A C A C A C	行儀良くせよ/礼儀 思いやり/友だち、年寄りに親切であれ/ 友だち/忠義/友だちは助け合え/朋友/ 自慢するな/良心/人の過ちを許せ/寛大 近所の人/親の恩/恩を忘れるな/師弟
3 主として自然や崇高なもののかかわりに関すること	・自他の生命を尊重 ・自然の偉大さ自然保護 ・感動する心大なるものへの畏敬の念	A D A D A D	生き物を苦しめるな/生き物を憐れめ - 皇大神宮
4 主として集団や社会とのかかわりに関すること	・法やきまり公德心 ・公正、 <u>公平正義</u> ・役割と自覚 ・働く意義社会奉仕公共 ・家族の幸せ ・よりよい校風敬愛 ・伝統と文化郷土や国を愛する心 ・ <u>国際理解日本人としての自覚国際協調</u>	A C A C A B C A B C A C A C A E A E	規則に従え/公益/人の難儀を救え 自分の物と人の物/自信 共同/国民の務め/勤勉/産業を興せ 仕事に励め/勤労/慈善/公民の務め 兄弟仲良くせよ/孝行/親類 師を敬え 祝日・大祭日/我が国/忠君愛国 よい日本人/国旗/国交/博愛

（注）教育基本法第2条

第一項 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うと共に、健やかな身体を養う。（A）

第二項 個人の価値を尊重し、その能力を伸ばし 創造性を培い、自主及び自律の精神を養うと共に職業及び生活との関連を重視し勤労を重んずる態度を養う。（B）

第三項 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずると共に、公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養う。（C）

第四項 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養う。（D）

第五項 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛すると共に、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う。（E）

* 上記論文の結論部分で著者はこのように指摘している。

「その結果、『私たちの道徳』の教育内容と道徳的価値の内、自由、真理等のアンダーライン部以外は、『国民の修身』2編に同義の修身項目（徳目）が存在していた。つまり、修身科の徳目は異なる憲法体制を踏み越えて『私たちの道徳』の道徳的価値に位置を占めていた。」

3. 子どもの心をどのようにコントロールしようとしているか？

(1)「宗教的情操」を結論として道徳教育全体を構成

◇新学習指導要領では「D 主として生命や自然、崇高なもののかかわりに関すること。」を結論に持っていき、「宗教的情操」を強調した。

<現行学習指導要領>

1. 主として自分自身に関すること。
2. 主として他の人とかかわりに関すること。
3. 主として自然や崇高なものとかかわりに関すること。
4. 主として集団や社会とかかわりに関すること。

<新学習指導要領>

- A 主として自分自身に関すること。
- B 主として人とかかわりに関すること。
- C 主として集団や社会とかかわりに関すること。
- D 主として生命や自然、崇高なものとかかわりに関すること。

* 貝塚茂樹(道徳教育の充実に関する懇談会委員)
「宗教的感覚がなければ道徳教育は成立しない。」

日本会議の影響か？

◇中学校の徳目「生命の尊さ」の中に、初めて「生命倫理」が登場

(2)「愛国心」の強調

◇「国」を初めて規定

「内容項目に規定している「我が国」や「国」とは、政府や内閣などの統治機構を意味するものではなく、歴史的に形成されてきた国民、国土、伝統、文化などからなる歴史的・文化的な共同体としての国を意味するものである。」(学習指導要領「解説」)

◇小学校1年から「愛国心」を追加

◇指導内容の重点化＝5・6年と中学校で「愛国心」を重点化

◇「国際理解、国際親善」＝グローバル化に対応した愛国心。その要素としての宗教の強調

グローバル化が進展する今日、国際理解や国際親善は重要な課題になっている。これらの課題に対応できるようにするためには、他国の人々や文化に対する理解とこれらを尊重する態度を養うようにすることが求められる。それぞれの国には独自の伝統と文化があり、自分たちの伝統と文化に対して誇りをもち、大切にしている。

そのことを、我が国の伝統と文化に対する尊敬の念と併せて理解できるようにする必要がある。

その際、現在、私たちが抱えている問題、例えば環境や資源、食糧や健康、危機管理など、どれも一地域や一国内にとどまる問題ではないことを踏まえ、広く世界の諸情勢に目を向けつつ、日本人としての自覚をしっかりとつことも重要である。

なお、宗教について、宗教が社会で果たしている役割や宗教に関する寛容の態度などに関しては、教育基本法第15条の規定を踏まえた配慮を行うとともに、宗教について理解を深めることが、自ら人間としての生き方について考えを深めることになるという意義を十分考慮して指導に当たることが必要である。

(学習指導要領「解説」より)

◆5・6年生、中学生の「指導の要点」で国旗・国歌の尊重をはじめて明記

(3) 社会問題を個人の心情や態度の問題として解決させるよう誘導。現在の国家秩序に文句を言わない「国民づくり」。

◇「公正、公平、社会正義」＝差別や偏見の社会的要因を見るのではなく心の「弱さ」の問題

しかし、このような社会正義の実現を妨げるものに人々の差別や偏見がある。人間は自分と異なる考え方や感じ方、多数ではない立場や意見などに対し偏った見方をしたり、自分よりも弱い存在があることで優越感を抱きたいがために偏った接し方をしたりする弱さをもっていると言われる。いじめの問題なども、このような人間の弱さが起因している場合が少なくない。

所属する一人一人が確かな自己実現を図ることができる社会を実現するためには、そのような人間の弱さを乗り越えて、自らが正義を愛する心を育むようにすることが不可欠である。その上で、法やきまりに反する行為と同様に、自他の不公正を許さない断固とした姿勢をもち、集団や社会の一員として力を合わせて積極的に差別や偏見をなくそうとする努力が重要である。特にかけがえのない生命の自覚や他の人との関わりに関する内容項目の指導との関連を図りながら指導を進める必要がある。

(学習指導要領「解説」より)

(4) あらゆる場面で自己責任論

◇「よりよく生きる喜び」＝「自己責任」の強調

人間は本来、よりよく生きようとする存在であり、そのために人間性をより高めようと努めるすばらしさをもっている。一方で、人間は決して完全なものではない。誰しもが誘惑に負けたり、やすきに流されたりするといった弱さももち合わせている。このようなすばらしさや弱さは決して別々に存在するものではなく、同時に内在しているものである。しかし、人間は決して内在する弱さをそのままにはしておく存在ではなく、弱さを羞恥として受け止め、それを乗り越え誇りを感じることを通して、生きることへの喜びを感じる。また、人間の行為の美しさに気付いたとき、人間は強く、また気高い存在になり得るのである。このことが、人間として生きる喜び、あるいは人間がもつ強さや気高さにつながるのである。

(学習指導要領「解説」より)

(5) 競争主義な個性のとらえ方

◇「個性の伸長」＝「他者と比較して自分の目立つ点」

個性とは、個人特有の特徴や性格であると言われている。個性の伸長は、自分のよさを生かし更にそれを伸ばし、自分らしさを発揮しながら調和のとれた自己を形成していくことである。児童が自分らしい生活や生き方について考えを深めていく視点からも、将来にわたって自己実現を果たせるようにするためにも重視されなければならない内容である。

また、この内容における特徴とは、他者と比較して特に自分の目立つ点と捉えている。

それは、長所だけではなく短所も含むものである。自分の特徴をよい方向へ伸ばしていけばそれは長所となり、苦手なこととして改善を図らなければ短所となることもある。
(学習指導要領「解説」より)

3. 新学習指導要領を先取りする小学校道徳副読本の特徴 ～教育基本法第2条、「私たちの道徳」との関連を重視した構成

(0) 現在発行されている小学校道徳副読本(1～6年)

- 「道徳6年 きみがいちばんひかるとき」(光村図書)
- 「6年生の道徳」(文溪堂)
- 「みんなのどうとく 6年」(学研)
- 「道徳6 明日をめざして」(東京書籍)
- 「生きる力 小学校道徳 6年」(日本文教)
- 「小学校道徳 心つないで 6年」(教育出版)
- 「かがやけみらい 道徳6年」(学校図書)
- 「みんなで考える道徳 6年」(日本標準)

(1) 「人物伝」「著名人」のエピソードの多用＝修身で用いた子ども感化の手法の復活

- ・ 歴史的な文脈から切り離されて登場し、個人の心の持ち方に関心を向け、がんばりを喚起するメッセージとなっている。
- ・ 「人物伝」は、筆者の視点から描かれた物語。筆者がどのような視点を取るかによって筋立ても人物像も変わることを見えていく必要がある。

* 育鵬社も「偉人伝」を強調。「学校で学びたい日本の偉人」(育鵬社)

(2) 「読み物作品」が徳目を読み取る手段として登場。文学作品が本来持つ味わい・良さが、「道徳性の形成」という目的に矮小化

- ・ 文科省は、全ての作品がどの徳目を学ぶために取り上げているか、明確にするように出版社に求めている。

「道徳あすをめざして」6年 東京書籍より

道徳⑥ 明日をめざして

資料一覧

	指導内容	資料名	ページ	
1	(1) 節度ある生活態度	19 お母さん、お願いね	90	
		29 「すんまへん」でいい	138	
	(2) 不とう不屈、希望、勇気	1 心をつなく音色	6	
		32 夢	152	
	(3) 自由・責任	5 修学旅行の夜	22	
	(4) 誠実、明朗	13 手品師	62	
(5) 真理、創意工夫、進取	35 まんがに命を	167		
2	(1) 礼儀	27 あこがれのパティシエ	127	
		3 江戸しぐさ	14	
	(2) 思いやり、親切	7 車いすでの経験から	32	
		28 心に通じた「どうぞ」のひとつ	134	
	(3) 信頼友情、男女の協力	12 言葉のおくりもの	55	
		16 ばかじゃん!	76	
	(4) 寛容、謙虚	17 銀のしょく台	81	
	(5) 尊敬感謝	11 土石流の中で救われた命	50	
	3	(1) 生命の尊重	4 命の重さはみな同じ	17
			21 お母さんへの手紙	100
31 東京大空襲の中で			146	
(2) 自然愛、動植物愛護		6 愛華さんからのメッセージ	26	
		15 タマゾン川	70	
(3) 敬けん		25 夜空——光の旅	118	
	33 青の洞門	156		
4	(1) 公德心、規則の尊重、遵法、 権利・義務	9 ピアノの音が……	40	
		14 空きかんのゆくえ	66	
	(2) 公正公平、正義	22 田中正造	104	
		2 キャプテンとして	10	
	(3) 社会的役割の自覚と責任	18 小さな連絡船「ひまわり」	86	
		8 うちら"ネコの手"ボランティア	36	
	(4) 勤労、社会への奉仕	34 桜守の話	162	
		26 おばあちゃんのさがしもの	122	
	(5) 家庭愛	23 せんばいの心を受けついで	108	
	(6) 愛校心	24 白神山地	113	
		30 新しい日本に	142	
	(7) 郷土愛、愛国心	10 白旗の少女	44	
20 義足の聖火ランナー		93		
(8) 国際理解と親善	● 「けいたい電話を持たせない」	175		
情報モラル 1-(1) 節度ある生活態度		● 「けいたい電話を持たせない」	175	

(3) 虚偽の「江戸しぐさ」が取り上げられている

- ◇ 「江戸しぐさに学ぼう」 「私たちの道徳」 5・6年用(文科省)
- ◇ 「江戸しぐさ」 「明日をめざして 6年」(東京書籍)

(4) 自己責任論が目立つ。

社会的には「道徳的価値」「正義」が実現されているが、「個人」の道徳性の側に問題があるという構造を作り出している。

(5) 「徳目」の教え込みと「考え、議論する道徳科」との矛盾